

## 「性能評価の国土交通大臣認定申請手続きの代行」について

株式会社都市居住評価センターから性能評価書の交付を受けた案件について、国土交通大臣への認定申請に係わる事務手続きの代行をさせていただきます。

申請者は性能評価書受領の後、国土交通大臣への認定申請業務を当社に委託する場合には、下記の必要書類を性能評価・試験事業部にご提出ください。国土交通省住宅局建築指導課への認定申請書類の提出、認定書の受領、認定を受領するまでの折衝、場合によっては修正、差し替えなどの業務を申請者のご協力の下で、お引き受けいたします。

※ なお、認定申請代行の費用は無償ですが、国土交通省宛の認定申請料(収入印紙¥20,000)が必要ですので、ご準備ください。

### 1. 対象案件

弊社で性能評価書交付の案件に限ります。認定の区分は下記のとおりです。

#### (1) 指定建築材料

- ・ [建築基準法第 37 条第二号の規定による認定]

#### (2) 時刻歴応答解析建築物

- ・ [建築基準法第 20 条第 1 項第一号の規定による認定]
- ・ [建築基準法第 20 条第 1 項第二号ロ、第三号ロ、第四号ロの規定による認定]

#### (3) 耐火性能検証

- ・ [建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第二号の規定による認定]
- ・ [建築基準法施行令第 108 条の 3 第 4 項の規定による認定]

#### (4) 避難安全性能検証

- ・ [建築基準法施行令第 129 条第 1 項の規定による認定]
- ・ [建築基準法施行令第 129 条の 2 第 1 項の規定による認定]

### 2. 必要書類

申請案件ごとに下記書類を作成の上、ご提出ください。書類の詳細は、事務局の各性能評価担当へご確認ください。

- (1)・構造方法等の認定申請書(収入印紙 2 万円分含む) ……1 部
- (2)・委任状 ……1 部
- (3) 性能評価書(事務局でご用意いたします) ……1 部
- (4) 資料一式 ……1 部